

大阪歯科大学医療保健学部入学特待生に関する内規

（趣旨）

第1条 この内規は、大阪歯科大学（以下「本学」という。）の医療保健学部第1学年に入学した「入学者選抜試験成績優秀者特待生」（以下「入学特待生」という。）の選考、在学中の学修及び授業料（入学金、実験・実習費は対象外。以下同じ。）の免除について定める。

（選考）

第2条 入学特待生は、入学年度に向けて実施される「一般選抜（前期）」あるいは「大学入学共通テスト利用選抜（前期・後期）」において、当該年度の入学者選抜要項で定める教科科目の総合得点の成績優秀者を対象に選考する。

（免除額及び対象人数）

第3条 入学特待生は、4年間の授業料が全額免除される。

対象人数 原則3名（口腔工学科と口腔保健学科を合わせた人数）

（学修態度）

第4条 入学特待生は、当該学年学生の模範となるよう学修に努めなければならない。

（入学特待生の資格継続の可否）

第5条 入学特待生の資格（以下「資格」という。）は、授業欠席過多による受験失格科目がある場合、若しくは成績不良である場合は、その後の資格を取り消すことがある。

2 留年した場合や学則に違反した場合など、特待生の適性に著しく疑義が生じた場合についても前項同様に資格を取り消すことがある。

3 資格継続の可否は、年度末の学業成績や出席率に基づき、大阪歯科大学医療保健学部教授会において審議する。

4 休学の場合は、資格を取り消し、「大阪歯科大学学費等納付金規程」に基づき、その学期の授業料を納入しなければならない。

5 休学を経て復学する場合、その後の資格は与えない。

附 則

（施行期日）

この内規は、2024（令和6）年8月29日に施行し、2025（令和7）年度入学生から適用する。